

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第466号 この資料は全部お読みいただいて140秒です。

今回のテーマ： 環境と会計

環境と会計といえば、環境会計のような企業会計とは別のものを連想される方が多いようです。産廃処理費用や土壌汚染等の原状回復費用のような直接かかるコストが引当金などで処理されるのみで、環境が企業会計に与える影響を限定的にみていたことがその一因と考えられます。新しい会計基準の設定や排出量取引の市場整備は、環境が企業会計に与える影響をより大きくすると思われれます。

資産除去債務に関する会計基準

2008年3月31日に「資産除去債務に関する会計基準」（以下、「会計基準」）が公表され、2010年4月1日以後開始事業年度から適用されることになりました。資産除去債務とは、有形固定資産の売却や除却時に法令や契約により要求される義務等のことをいい、有形固定資産そのものを除去する義務のほか、有形固定資産を除去する際に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去する義務も含まれます（下表参照）。この資産除去債務の発生とその金額を合理的に見積もることができる場合には、除去を待つことなく、資産除去債務を負債計上し、対応する除去費用を関連する資産の帳簿価額に加えます。例えば、ある借地に工場を建設し、土地の返還時に土壌汚染の原状回復義務がある場合には、工場の建設時点で原状回復費用を資産除去債務として計上するとともに、工場の取得価額に加えます。このように、従来、資産の売却や除却時点で一括費用処理されていた原状回復費用等は、資産の取得時点や使用期間中にその義務が発生し、合理的に見積もることができるようになった時点で資産計上され、減価償却費として使用期間を通じ費用化されることとなります。

現時点で想定される環境規制と関連費用

- 土壌汚染対策法…有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査・対策費用
- 石綿障害予防規則…アスベスト使用建物の撤去費用
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理に関する特別措置法…PCB使用設備の処分費用

資産除去債務の内容も注記情報として開示対象に

会計基準では、注記事項として貸借対照表に計上した資産除去債務の内容についての簡潔な説明を求めています。また、資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合にも、資産除去債務の概要について注記が必要とされています。従来、一部の環境汚染の原状回復義務については、金額を合理的に見積もることができないため、引当金の要件を満たさないことから、引当金計上されないままのものが多くあった模様です。しかし、会計基準適用後は、合理的に見積もることができるか否かを問わず、その内容が開示されることになり、リスク情報として注目されます。

お見逃しなく！

2008年10月から排出量取引を国内統合市場で試験的に実施するために、試行排出量取引スキームがスタートしました。これに伴い、2009年6月23日に実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」が改正され、当該スキームに対する会計処理が明確化されました。基本的には、排出枠や排出クレジットといった排出権を第三者と有償取引する場合に適用され、販売目的で取得する場合には棚卸資産として、自社使用目的で取得する場合には無形固定資産又は投資その他の資産として取り扱われることとなります。